

# 市民病院だより

市民が安心できる医療の提供

# 36

2025.4

## シンボルマーク表彰式



令和7年1月6日、シンボルマーク募集で最優秀賞を受賞した海藤航輝さん（仙台市在住）にお越しいただき、AINBALA浦島で表彰式を行いました。

令和7年2月5日に、本院で大規模災害訓練を実施しました。本院は災害拠点病院の指定を受けており、災害が発生した際は、多数の傷病者や重症者の受け入れ対応、医療救護班等の派遣や広域搬送など、医療救護において中心的な役割を担います。

今回は、地震災害が発生し、近隣の建物倒壊によって被害に遭った多数の傷病者の受け入れを想定した訓練で、受け入れた患者の治療優先順位のふるい分け（一次トリアージ）と、治療を待機している患者への評価（二次トリアージ）を行いました。

訓練終了後、院長から「当院は災害拠点病院であり、有事の際にも地域に貢献できる医療の提供ができるよう、今回の訓練を活かしていただきたい」と講評がありました。今後も、災害発生時に正確かつ迅速に対応ができるよう努めています。



## 市民に信頼される看護の実践を目指す 看護師・助産師募集



### 職種および受験資格、採用予定人員等

	採用予定人数	職務の内容	受験資格
看護師	40人程度	当病院事業の看護師業務	昭和53年4月2日以降生まれで、看護師の免許を取得している者または令和7年度国家試験による資格取得見込みの者
助産師	若干名	当病院事業の助産師および看護師業務	昭和53年4月2日以降生まれで、看護師および助産師の免許を取得している者または令和7年度国家試験による資格取得見込みの者

### 試験日時

	試験日	受験申込み受付期間
第1回	令和7年5月25日(日)	開始：令和7年4月1日(火) 終了：令和7年4月25日(金)
第2回	令和7年7月27日(日)	開始：令和7年6月2日(月) 終了：令和7年6月27日(金)

詳細はこちら



## 市民病院だより

大崎市病院事業広報誌  
「市民病院だより」Vol.36  
2025年4月発行

大崎市民病院

〒989-6183 大崎市古川穂波三丁目8-1  
TEL 0229-23-3311 FAX 0229-23-5380  
URL <https://www.h-osaki.jp>

# 管理栄養士のおしごと

朝ドラでも  
話題!!

毎日を健康に過ごしたり、怪我や病気を早く治すためには、しっかりバランス良く栄養を摂ることが大切です。病院で働く管理栄養士は、患者さんに寄り添いながら、さまざまな形で治療をサポートしています。そんな管理栄養士のおしごとをご紹介します。

## 栄養管理



栄養状態を診るために腕の太さを測ります

入院時に患者さんの栄養状態を評価し、食事提供を含めた栄養面で治療をサポートします。「NST(栄養サポートチーム)」「骨粗しょう症」

「褥瘡(じょくそう)対策」「糖尿病透析予防」などのチーム医療にも積極的に参加しています。医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリスタッフなど多職種と連携をして、色々な角度から治療方法を検討しています。

## 給食管理



季節に合わせた献立も提供しています

当院では、献立を含むすべての給食業務を専門業者に委託しており、徹底した衛生管理により安全でおいしく、病状などに合わせた給食を提供しています。委託業者とともに、献立内容や料理の仕上り具合の検討、患者ニーズを反映させるなど、患者さんに喜んでいただけるよう給食の質向上に取り組んでいます。

## 栄養指導



栄養の偏りなどを確認します

入院および外来の患者さんを対象に、医師の指示に基づき個々の病態や生活スタイルに合わせた栄養指導を行っています。無理なく続けられる目標や方法を相談しながら、患者さんの長期的な食事療法をサポートします。また、入院患者さんを対象に糖尿病や腎臓病に関する集団指導を定期的に開催しています。

入院している患者さんに對し、管理栄養士が訪室して治療食の説明や患者さんから直接食事についてのご意見を伺い、より食べやすい食事が提供できるよう努めています。主に昼食時間を活用し、実際の食事場面を見て回ることで食事摂取状況を確認します。必要に応じて食形態や食事内容の調整等を行っています。

## ミールラウンド



食べにくさはないかななど直接お話を伺います

管理栄養士のことをさらに知りたい方はウェブサイトをCheck!



マイナンバーカードは、本人確認書類やコンビニエンスストアでの公的証明書の発行に必要なものとしての役割だけでなく、健康保険証としても使用できます。「今までの健康保険証で良いじゃん!」と思っている方のために、使い方やメリットを紹介します。

実は超便利?!



## メリット

### 01 過去の処方履歴や受診歴を共有

マイナンバーカードを利用する際、診療情報の提供に同意していただくと、初めて受診する医療機関や薬局でも、過去の処方履歴や健診結果などが共有されます。患者さんがいつどんな薬を飲んだか、どんな検査結果だったかなどを正しく把握できるため、より良い医療が受けられます。また救急時には、傷病者の受診歴や診療情報をいち早く確認することもできます。

問診で都度確認したり、保険証の情報を目視で確認したりする作業が減るため、医療現場の業務負担軽減にもつながります。

### 02 高額療養費制度の手続きが不要

月の始めから終わりまでの期間で、医療機関や薬局の窓口で支払う自己負担額には上限があり、その上限を超えた分は全額払い戻される「高額療養費制度」があります。これまで、この制度を利用するためには、一度窓口で全額支払った後に交付申請書を提出するか、支払う前に「限度額適用認定証」を申請する必要がありました。ですが、マイナンバーカードを利用すれば、これらの申請無しで「高額療養費制度」が受けられるため、面倒な手続きや窓口での上限以上の金額を支払う必要がありません。

### 03 医療費控除の自動入力

確定申告の際、医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」が必要です。これまで、明細書を作成するため1年分の医療費の領収書を管理する必要がありましたが、マイナンバーカードを利用すれば医療費の情報も記録され、e-Tax とマイナポータルを連携すれば自動でデータを入力できます。



## 使い方

### STEP1 →→→ STEP2 →→→ STEP3

専用の機械で  
マイナンバーカードを  
読み取る

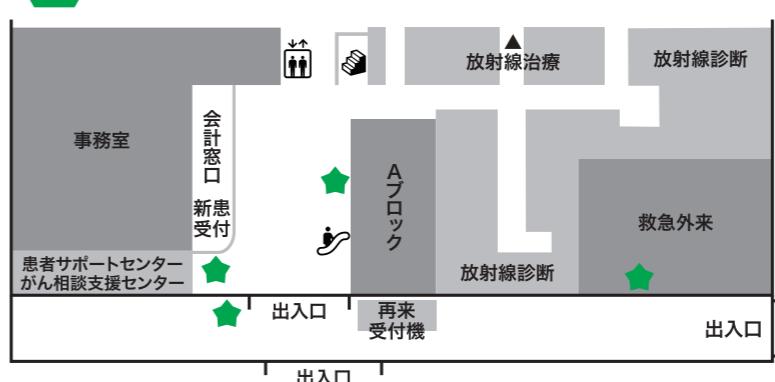
顔認証か暗証番号を  
入力する

診療情報と  
高額療養費の  
限度額情報の提供へ同意

当院では、専用の機械を本院に6か所、各分院・診療所の窓口に設置しています。

本院  
1F

救急外来受付 / 正面出入口 / 新患受付 / 会計窓口向かい



本院  
2F

エスカレーター正面 / Pブロック待合

